

# 八戸市立市民病院浸水対策等基本計画策定業務委託仕様書

## 1 業務名

八戸市立市民病院浸水対策等基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

八戸市立市民病院（以下「当院」という。）は、災害拠点病院に指定されているが、指定の要件が一部改正となり、令和6年4月より自家発電装置等を高所に移動するなどの浸水対策を講じることが追加要件となった。

当院は最大クラスの津波や洪水が発生した場合、3 mから5 mの浸水想定区域に位置し、1階には、院内で使用する電気の7割を担う発電機や水道設備、医療ガス設備等が配置されており、浸水した場合は電源を喪失し、大きな被害が想定される。

本業務では、当院の浸水対策等を実施するために必要な基本計画の策定を行う。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

## 4 業務の場所

八戸市立市民病院（青森県八戸市田向三丁目1番1号）

## 5 業務の実施

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受注者は、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる管理技術者及び本業務の実務を主となって担当する主任技術者を自社の社員の中から選任し、発注者に通知すること。
- (3) 監理技術者及び主任技術者は、建築士法に基づく一級建築士であること。
- (4) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録の上、議事録として提出すること。
- (5) 受注者は、本業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本業務について必要な資料については、発注者と調整した上で収集するものとする。  
なお、受注者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の実施にあたり、第三者へ一括再委託してはならない。ただし、一部再委託については、発注者の承諾を得た上で可能とする。
- (8) 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者へ通知するものとし、調査職員は契約書に定められた権限において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

- (9) 受注者は、契約書、本仕様書等に明示されていない履行条件について、予期する事のできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により条件変更等を請求することができる。
- (10) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合には、速やかに修補をしなければならない。
- (11) 受注者は、本業務が完了したとき、部分払いを請求しようとするとき及び部分引き渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、調査職員の指示により検査を受けなければならない。
- (12) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6 業務の内容

当院の浸水対策等に向け、次の各項目について検討・整理を行い、基本計画の策定に必要な調査、支援及び成果品の作成を行う。

### (1) 基礎事項

#### (ア) 基礎調査

- ・既存設備の現状調査
- ・ハザードマップから想定される浸水被害の調査、整理
- ・浸水対策の基本方針に関して発注者と認識を統一させ、現状や課題の再整理、最新状況を追加
- ・整備に係る関係諸法規の調査
- ・他の医療機関の事例や、当院との比較分析に必要な情報の収集・提供

#### (イ) 院内会議

- ・受注者と発注者の打ち合わせ会議を開催（WEB 会議可）
- ・議事録の作成（協議・検討内容、依頼事項、決定・未決事項などの要旨を記録）

### (2) 浸水対策整備計画の検討

#### (ア) 基本方針・基本機能の設定

- ・施設設備（主に発電機）を浸水から防ぐことを基本方針とする。
- ・病院として途絶できないライフライン機能の整理

#### (イ) 整備方針の検討

- ・浸水対策を考慮した既存施設機能の検討
  - ① 防水扉化
  - ② 発電機の高所移設
  - ③ 排水ポンプの増設 等
- ・浸水対策を考慮した新規施設へ機能移転の検討
  - ① 建設予定地の建築条件等の整理
  - ② 建物概要（想定延床面積、構造、浸水対策）の検討
  - ③ 敷地概要（建物配置、駐車場、付属施設）の検討 等

#### (ウ) 基本計画の検討

- ・整備方針を基にした施設の詳細な比較検討・評価及び課題の整理
  - ・電気、空調、給排水、医療ガス、昇降・搬送、防災・セキュリティ、通信・ICT、エネルギー等の設備計画の検討
  - ・浸水対策、環境への配慮等を踏まえた計画の検討
    - ①必要面積 ②防災と安全性 ③早期性 ④経済性 ⑤利便性 ⑥周辺環境 ⑦法令適合性
- (3) 手術室増設基本計画の策定
- (ア) 手術室増設基本計画の策定
- ・手術室ヒアリングによる意見集約、課題抽出、解決策の整理
  - ・機能、方向性及び運用方針の整理
  - ・手術室の数、諸室内における主な必要設備一覧の整理
  - ・手術室の運用上の連携、動線、診療機能等を考慮した機能連携図の設定
  - ・配置方針の整理
- (イ) 関連施設の方向性の整理
- ・既存手術室との機能連携等を考慮した方向性の整理・検討
- (4) 事業整備手法の検討支援の作成支援
- ・整備手法の検討
    - (事業範囲、事業方式、発注方法、リスク分担、スケジュール等の比較)
  - ・本事業に最も望ましい発注方式の決定支援
- (5) 事業スケジュールの作成
- ・発注選定、設計、施工等の各期間等を想定した事業の全体スケジュールの作成
  - ・適切な評価・選定を行うために必要な設計・施工者選定スケジュール案の作成
- (6) 会議等の資料作成等支援
- ・会議資料、進行案及び想定質疑応答等の作成
  - ・議事録（発言要旨）の作成及び意見の整理

## 7 施設情報

- (1) 病院施設概要
- ・敷地面積：85,937.24 m<sup>2</sup>
  - ・建築面積：22,607.22 m<sup>2</sup>
  - ・延床面積：56,201.31 m<sup>2</sup>
  - ・構造：SRC造（一部S造・地上7階・塔屋2階）
  - ・用途：総合病院（平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第10号第2類）
  - ・耐震性能：耐震構造（構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）
- (2) 敷地概要（条件）
- ・都市計画区域：区域内（市街化区域）
  - ・防火地域：指定なし
  - ・その他の区域：建築基準法第22条区域、田向地区計画
  - ・用途地域：第一種中高層住居専用地域
  - ・道路：次表のとおり

	区分	名称	幅員	敷地と接する部分の長さ
東側	道路法第42条 第1項第1号		18.0m	210.43m
北側	道路法第42条 第1項第2号	主要地方道 八戸環状線	27.0m	271.58m
西側	道路法第42条 第1項第1号	田向南中央線	20.0m	108.84m
南側	道路法第42条 第1項第2号		7.0m	400.37m

- ・駐車場附置義務：無
- ・駐輪場附置義務：無
- ・公共下水道：雨水／汚水分流
- ・日影規制：有（5m：4時間、10m：2.5時間、受影面レベル：GL+4.0m）
- ・雨水流出抑制：不要
- ・排水規制：無
- ・風荷重：基準風速( $V_o$ )=34m/sec、地表面粗度区分…Ⅲ、再現期間…100年
- ・積雪荷重：多雪区域外（単位重量=20N/m<sup>2</sup>/cm）
- ・地下水位：TP+1.7m
- ・寒冷地対策：要（凍結深度60cm）
- ・塩害対策：耐塩

## 8 成果品の提出

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとする。提出時期及び提出方法については、発注者と協議の上決定する。
  - ① 基本計画書 本編及び概要版【各5部】  
※本編はA4判縦型・左綴じ、概要版はA3判横型、いずれもカラー両面印刷とする。
  - ② 議事録及び調査・分析データなど本業務において作成した基礎資料等【1部】
  - ③ 上記①、②に記載した提供データを保存した電子媒体（CD-R等）【2部】
  - ④ その他発注者が求める資料
- (2) 基本計画書のうち、作成が完了した部分を成果品として提出し、発注者の確認を受けること。
- (3) 成果品については、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- (4) 履行期間途中においても、受注者がこれに承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施すること。

- (2) 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel、PowerPoint で作成すること。
- (3) 各種計画等との整合性を図ること。
  - ① 八戸市地域防災計画（令和6年4月）
  - ② その他発注者が指示する計画
- (4) 本業務で作成した資料及び成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

## 10 契約担当部局

〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目1番1号

八戸市立市民病院 事務局 物流施設課

電話：0178-72-5037      F A X：0178-72-5175

メール：byoin\_buturyu@city.hachinohe.aomori.jp